

重要事項説明書 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅療養管理指導サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条及び第91条の規定に基づき、指定居宅療養管理指導サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

（1）事業所の所在地等

事業所名称	医療法人幸和会 岡北整形外科医院
介護保険指定事業者番号	3310112648
事業所所在地	岡山市北区津島東2-7-1
連絡先 相談担当者名	電話086-255-0777 FAX086-251-0882 濃野 道子

（2）事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人幸和会岡北整形外科医院が実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
運営方針	居宅療養管理指導等の提供に当たって、要介護者等が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。また、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（3）営業日および営業時間

営業日	月曜日から土曜日 但し祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日までを除く
営業時間	午前9時から午後7時までとする。 但し木曜日、土曜日は午前9時から午後1時までとする。

(4) 事業所の職員体制

管 理 者	医師 越宗 義三郎
-------	-----------

職種	職 務 内 容	人員数
医 師	1 通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者、家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。	常勤1名以上 非常勤1名 以上
	2 利用者、家族に対する指導又は助言については、文書等の交付により行うよう努めます。	
	3 文書等により指導、助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を記録します。	

2 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
居 宅 管 理 指 導	要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師が通院の困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

区 分	サービス提供者	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
医師による居宅療養管理指導	医師が行う場合 ※1月に2回まで 単一建物居住者が1人	1回5,150円	1回515円	1回1,030円	1回1,545円
	単一建物居住者が2～9人	1回4,870円	1回487円	1回974円	1回1,461円
	単一建物居住者が10人以上	1回4,460円	1回446円	1回892円	1回1,338円
医師による居宅療養管理指導	医師が行う場合（医科診療報酬点数表の在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者に関する居宅療養管理指導）※1月に2回まで 単一建物居住者が1人	1回2,990円	1回299円	1回598円	1回897円
	単一建物居住者が2～9人	1回2,870円	1回287円	1回574円	1回861円
	単一建物居住者が10人以上	1回2,600円	1回260円	1回520円	1回780円

※上記負担額で計算した場合の料金と実際の請求額は端数処理の関係上、若干の差異が生じることがあります。

(3) 支払方法について

サービス利用料のお支払については、1ヶ月ごとに精算し、ご希望の金融機関にて自動引き落としさせていただきます。

3 その他の費用について

①交通費	居宅療養管理指導等の提供に要した交通費は、利用者から実費を請求することがあります。
②キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセル料を請求しませんが、必ず事前に連絡をお願いします。

4 通常の事業の実施地域

岡山市北区

5 個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

6 緊急時の対応方法について

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

7 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、岡山県、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8 虐待防止のための措置

人権の擁護及び虐待等の防止のため虐待の防止に関する責任者を選定し、責任者には管理者を充てます。責任者は従業者に対する虐待の防止を啓発・普及する為の研修の実施、その他虐待防止のために必要な措置を講じます。また、養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

9 成年後見制度の活用支援

事業所は利用者とは適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など成年後見制度を活用できるように支援を行うものとします。

10 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ①苦情があった場合は、ただちに管理者がご利用者(家族)に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認します。
 - ②苦情を受け付けた翌日までに対応の具体的な方針を定め、苦情担当者が利用者(家族)に説明します。
 - ③管理者は必要と判断した場合、第三者委員へ連絡して、公正中立な意見をききます。
 - ④苦情の記録は台帳に保管し、再発の防止に役立てます。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 医療法人幸和会 岡北整形外科医院 担当者氏名	所在地 岡山市北区津島東2-7-1 電話 086-255-0777 FAX 086-251-0882 受付時間 9:30~16:00 濃野 道子
【市町村(保険者)の窓口】 岡山市 事業者指導課	〒700-0913 岡山市北区大供3丁目1-18 KSB会館4階 TEL 086-212-1013
【公的団体の窓口】 岡山県国民健康保険団体連合会	〒700-8568 岡山市北区桑田町17-5 TEL 086-223-8811